



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年6月21日金曜日 第1366号

## ◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（川之江市）.....	771
町の区域の変更（ " ）.....	771
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	771
騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準の一部改正.....	771
振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	772
振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準の一部改正.....	772
騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正.....	772
保安林の指定の解除.....	772
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	772
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	772
道路の区域変更（県道伯方島環状線）.....	773
道路の供用開始（ " ）.....	773
道路の区域変更（一般国道494号）.....	773
道路の供用開始（ " ）.....	774
道路の区域変更（一般国道440号）.....	774
道路の供用開始（ " ）.....	774
道路の区域変更（県道日向谷高野子線）.....	774
開発行為に関する工事の完了.....	774
道路の位置の指定.....	775
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	775

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	775
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	776

## 公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....	776
-----------------------------	-----

## 公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	779
-------------------------------	-----

## 雑 報

公示による通知.....	779
愛媛県市町村職員共済組合公告.....	779

## 告 示

### ○愛媛県告示第1208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、川之江市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、川之江市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
川之江市川之江町4080の1、4083、4092、4141及び4142の地先	55,161.93

### ○愛媛県告示第1209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、川之江市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
川之江町	川之江市川之江町4080の1、4083、4092、4141及び4142の地先公有水面埋立地	55,161.93

### ○愛媛県告示第1210号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第546号）の一部を次のように改正し、平成14年7月1日から施行する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

別添第1図、第10図、第16図及び第17図を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。）

### ○愛媛県告示第1211号

騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準（平成9年4月愛媛県告示第547号）の一部を次のように改正し、平成14年7月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日の前日において、現に設置されている特定工場等（同日において設置の工事を行っているものを含み、この告示の施行の日以降に騒音規制法（昭和43年法律第98号）第8条第1項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したものを除く。）であって、この告示による改正後の騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準が、この告示による改正前の騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準より厳しくなるものの規制基準は、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

今治市、北条市、伊予郡松前町及び喜多郡長浜町に係る関係図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1212号

振動規制法の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告示第550号)の一部を次のように改正し、平成14年7月1日から施行する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

別添第1図及び第14図を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1213号

振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準(平成9年4月愛媛県告示第551号)の一部を次のように改正し、平成14年7月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日の前日において、現に設置されている特定工場等(同日において設置の工事を行っているものを含み、この告示の施行の日以降に振動規制法(昭和51年法律第64号)第8条第1項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したものを除く。)であって、この告示による改正後の振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準が、この告示による改正前の振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準より厳しくなるものの規制基準は、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

今治市及び喜多郡長浜町に係る関係図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1214号

騒音環境基準地域の類型の指定(平成11年3月愛媛県告示第380号)の一部を次のように改正し、平成14年7月1日から施行する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

今治市、北条市、伊予郡松前町及び喜多郡長浜町に係る関係図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1215号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
喜多郡長浜町大字出海丙44の8、丙44の10、丙75の3
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1216号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
越智郡大三島町大字宮浦2716の4、2715・2731(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び大三島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1217号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東宇和郡野村町大字野村17号58の3
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1218号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
今治市  
今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 市長 繁信順一  
今治市東門町六丁目2番12号

2 埋立区域

(1) 位置

今治市砂場町一丁目丁 663 番地先の公有水面

(2) 区域

次の17の地点と13の地点を直線で結んだ線、13の地点から16の地点までを順次直線で結んだ線、並びに16の地点と17の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（今治市小浦町二丁目戊20番地の2小浦三等三角点）は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

17の地点は、基点から真北160度49分43秒1.019.14メ

ートルの地点

13の地点は、17の地点から真北80度53分25秒23.04メ

ートルの地点

14の地点は、13の地点から真北170度53分25秒49.14

メートルの地点

15の地点は、14の地点から真北260度53分25秒21.73

メートルの地点

16の地点は、15の地点から真北170度02分07秒18.08

メートルの地点

(3) 面積

1,187.54平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年2月1日 愛媛県指令10港第546号

4 しゅん功認可年月日

平成14年6月21日

○愛媛県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字北浦字周田甲168番3地先から 同字甲190番2地先まで	旧	メートル 5.2~12.8	キロメートル 0.013	
			新	9.4~18.4	0.013	

○愛媛県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字北浦字周田甲168番3地先から 同字甲190番2地先まで	平成14年6月21日

○愛媛県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡美川村東川1618番3から 同村東川1651番4まで	旧	メートル 4.0~43.5	キロメートル 0.253	
			新	11.0~43.5	0.253	

## ○愛媛県告示第1222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡美川村東川1618番3から 同村東川1651番1地先まで	平成14年6月21日

## ○愛媛県告示第1223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村11760番地先から 同字10806番2地先まで	旧	メートル 4.3~24.2	キロメートル 0.165	
			新	14.5~62.5	0.150	

## ○愛媛県告示第1224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村11760番地先から 同字10806番2地先まで	平成14年6月21日

## ○愛媛県告示第1225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	日向谷高野子線	東宇和郡城川町大字高野子320番2地先から 同大字299番2地先まで	旧	メートル 4.0~7.0	キロメートル 0.245	
			新	15.0~30.0	0.255	
"	"	東宇和郡城川町大字高野子299番2地先から 同大字76番2地先まで 及び 東宇和郡城川町大字高野子299番2地先から 同大字4266番1地先まで	旧	3.8~8.5	0.540	
			新	3.8~8.5 10.0~46.0	0.540 0.238	

## ○愛媛県告示第1226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
西局丹土(開)第7号 平成14年5月29日	東予市新市360番1、360番7、361番1及び361番4	周桑郡丹原町大字願連寺198番地1 山内健次 山内直美
松局建(開)第6号 平成14年5月31日	北条市別府228番4	北条市辻6番地 北条市長 井手順二
西局建(開)第8号 平成14年6月4日	西条市飯岡字大木俣972番6及び972番9並びに同市飯岡字牛岩975番8、975番9、975番12及び977番3	西条市飯岡975番地1 日本基督教団西条教会 代表役員 山田恵子
西局丹土(開)第8号 平成14年6月4日	東予市吉田1194番5	東予市三津屋東19番1 田邊行雄

○愛媛県告示第1227号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

八幡浜市産業通 189 番 1、189 番 3

2 申請人の住所氏名

八幡浜市大字五反田2番耕地946番地

菊池 千恵子

八幡浜市大字五反田2番耕地880番地

二宮 康弘

3 図面省略

○愛媛県告示第1228号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第95号	松山市末広町11番地1	愛媛県立松山南高等学校PTA	松山市末広町11番地1 愛媛県立松山南高等学校内	平成14年6月3日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年6月11日	特定非営利活動法人ポジティブリサイクル21	兵 頭 寛	松山市大可賀二丁目1番28号	この法人は、一般企業および市民に対して、リサイクルの推進による環境保全および啓蒙活動と社会教育の推進に関する事業を行い、地球環境保全と循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年6月13日	特定非営利活動法人食品治療学研究所	吉村裕之	温泉郡川内町大字則之内甲2169番地1	この法人は、健康の維持・増進・回復に対する食品の有用性を産学官の連携により、科学的に評価する事業を行い、国民の健康な生活の質的向上に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月21日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年6月10日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと	鴻上千恵美	新居浜市西喜光地町8番1号	<p>本会は、地域社会において、会員の有する個人資源を自ら組織し、その生活技術や技能を發揮し役立てることにより、参加型福祉・医療・保健の社会化及びまちづくりを推進する。</p> <p>2 本会は、愛媛県に在住する不特定かつ多数の子供・高齢者・障害者等に対する多様な生活支援サービスを非営利市民事業をもって提供し、地域福祉の向上に寄与する。</p> <p>3 本会は、相互扶助の精神に基づいた自己決定・自己管理の働き方の社会化、また男女共同参画社会の形成に寄与する。</p>

## 公安委員会規則

### ○愛媛県公安委員会規則第13号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年6月21日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

#### 愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表(第2条関係)

## 1 愛媛県公安委員会印

項	ひ な 形	書 体	寸 法 (ミリメートル)		管理責任者	用 途
			縦	横		
1	愛 媛 県 公 安 委 員 会 印	てん書	35	35	総務課長	1 一般公印
2	愛 媛 県 公 安 委 員 会 印	てん書	23	23	警察署長 交通指導課長 運転免許管理課長	1 警察署長専決事務用(交通指導課長が管守する公印にあつては自動車の使用の制限に関する事務及び自動車の使用者に対する通知の事務用、運転免許管理課長が管理する公印にあつては高齢者講習終了証明書の作成用)
3	愛 媛 県 公 安 委 員 会 印	てん書	20	20	運転免許管理課長 運転免許試験課長	1 運転免許管理事務用 2 運転免許試験事務用
4	員 公 愛 会 安 媛 印 委 県	かい書	10	10	運転免許管理課長	1 運転免許証更新連絡書の作成用 2 更新時講習の受講の通知に係る書面の作成用 3 高齢者講習の連絡に係る書面の作成用 4 違反者講習通知書の作成用
5	員 公 愛 会 安 媛 印 委 県	かい書	4.5	4.5	運転免許管理課長 新居浜警察署長 今治警察署長 八幡浜警察署長 宇和島警察署長	1 運転免許証及び運転経歴証明書の作成用
6	愛 媛 県 公 安 委 員 会 印	かい書	10	10	生活安全企画課長 警察署長	1 警備員又は警備員になろうとする者の検定に係る受験票及び検定合格証作成用 2 風俗営業管理者証の作成用 3 風俗営業所等の立入りに係る身分証明書の作成用
7	愛 媛 県 公 安 委 員 会	かい書	7	20	警察署長	1 風俗、質屋、古物営業関係事務用 2 鉄砲・刀剣類所持許可証作成事務用
8	愛 媛 公 委	かい書	5	15	運転免許管理課長 運転免許試験課長 警察署長	1 運転免許事務用

9	愛媛公委	かい書	5	15	警察署長が指定する交番又は駐在所の勤務員	1 運転免許証の記載事項の変更届出事務用
10	公安愛媛県委員会	かい書	18	28	生活安全企画課長 運転免許管理課長 運転免許試験課長 警察署長	1 警備員又は警備員になろうとする者の検定に係る受験票及び検定合格証作成プレス用 2 古物行商許可証作成プレス用 3 猟銃・空気銃所持許可証作成プレス用 4 国際運転免許証作成プレス用 5 取消処分者講習終了証書作成プレス用 6 運転免許試験成績証明書作成プレス用 7 風俗営業管理者証作成プレス用 8 風俗営業所等の立入りに係る身分証明書作成プレス用
11	愛媛県公安委員会	てん書	28	28	運転免許管理課長	1 国外運転免許証作成用
12	愛媛県公安委員会	てん書	20	20	運転免許管理課長	1 国外運転免許証作成用 2 国際運転免許証の行政処分用

注 1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習及び指定講習機関制度の事務とする。

2 運転免許試験事務用の具体的な用途は、検査合格証明、適性検査、運転免許試験成績証明、再試験、臨時適性検査及び適性検査結果通知の事務とする。

2 愛媛県公安委員会委員長印

ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
		縦	横		
愛媛県公安委員会委員長印	てん書	30	30	総務課長	1 一般公印



**附 則**

この規則は、平成14年 7月 1日から施行する。

**公安委員会訓令**

**○愛媛県公安委員会訓令第3号**

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 6月21日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

**愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令**

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表3風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項専決事項の欄第1号中「通知」の下に「及び風俗営業管理者証の交付」を加え、同項同欄中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 第18条第4項の規定による風俗営業管理者証の交付

**附 則**

この訓令は、平成14年 7月 1日から施行する。

**雑 報**

**○公示による通知**

新居浜市七宝台町甲 298 番地の 7	高橋 君江
新居浜市星原町 1 番28号	久保タカコ
新居浜市星原町 1 番28号	久保 悟
新居浜市星原町 1 番28号	矢野 富義
新居浜市泉宮町 2 番 143 号	柳井 忠親
広島県福山市伊勢丘三丁目11番 1号	新延 國親
住所不明（ただし、最後の住民票上の住所（職権抹消）西条市大町1638番地）	越智 正勝

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第46条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 6 条の 2 において準用する同政令第 5 条第 5 項の規定により、平成14年 7月 8日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年 6月21日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年 5月15日付け14媛収第17号審理の開催について（審理開催の通知）

**○愛媛県市町村職員共済組合公告**

愛媛県市町村職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、平成13年度決算の要旨を公告する。

平成14年 6月21日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 榎 田 與 一

損益計算書の要旨

（単位：千円）

経 理 区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払	
収	負担金	4,117,752 231,833	15,229,832	204,179	215,750					
	掛金	4,085,831 246,470	7,567,297		215,699					
	施設収入・商品売上					126,833		596,786		
	基礎年金交付金		2,334,113							
	利息及び配当金	174 2	1,893,620	390	259	32	986,065	144	1	
	組合員貸付金利息							396,719		
	その他収入	547,723	442,353	13	9,188	55,331	282,919	8,066	108,391	941,191
入	他経理から繰入金			57,365		10,000				
	前年度繰越支払準備金	780,484	745							
	前年度繰越長期給付積立金		90,931,903							
	計	9,531,964 478,305	118,399,863	261,947	440,896	192,196	1,268,984	404,929	705,178	941,191
	支	給付	4,775,797	19,079,479						941,191
役員給与				171,380	28,670	90,708	31,343	19,997	3,626	
厚生費				187	395,983	94	30	20	10	
旅費・事務費				12,954	6,867	2,516	3,057	4,307	603	
商品仕入						1,521		592,213		
飲食材料費										
委託費				10,898	1,439	178	3,096	3,307		
支払利息						621	944,017	342,646	23,145	
連合会払込金	140,678	900,046					14,686			

出	老人保健拠出金	2,756,432								
	退職者給付拠出金	795,437								
	介護納付金	479,274								
	基礎年金拠出金負担金		5,050,795							
	他経理へ繰入金	28,683	28,682		10,000					
	その他支出	327,642 378		60,966	21,733	123,398	14,674	14,494	80,951	
	次年度繰越支払準備金	773,299	654							
	次年度繰越長期給付積立金		93,340,207							
	計	9,597,968 479,652	118,399,863	256,385	464,692	219,036	996,217	399,457	700,548	941,191
差引当期利益金又は当期損失金( )	66,004 1,347		5,562	23,796	26,840	272,767	5,472	4,630	0	

## 貸借対照表の要旨

資産	流動資産	816,309	19,081,765	369,451	366,939	77,790	24,948,377	16,942	1,385,711	
	固定資産		74,259,096	2,000	311	699,096	28,246,049	17,922,739	187	
	繰延資産									
資産合計		816,309	93,340,861	371,451	367,250	776,886	53,194,426	17,939,681	1,385,898	
負債	流動負債	72,379		375	13,701	10,231	52,205,487	85,453	107,700	
	固定負債	773,299	654	245,025	66,854	153,971	41,578	17,483,814	1,123,780	
	負債合計	845,678	654	245,400	80,555	164,202	52,247,065	17,569,267	1,231,480	
資本	資本剰余金			503		545,654				
	長期給付積立金		93,340,207							
	利益剰余金又は欠損金( )	26,471 2,898		125,548	286,695	67,030	947,361	370,414	154,418	
	資本合計	29,369	93,340,207	126,051	286,695	612,684	947,361	370,414	154,418	
負債・資本合計		816,309	93,340,861	371,451	367,250	776,886	53,194,426	17,939,681	1,385,898	

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護